

【令和３年第３回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和３年９月６日 健康福祉委員長 春 孝明

○「諮問第１号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」

○「諮問第２号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」

《一括審査の理由》

いずれも生活保護費返還金の督促に係る審査請求に関する内容であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

＊時効の基準日の考え方について

処分を行った当日から５年間遡及して返還の請求が可能と考えている。

＊事務ミス等により手続が遅延したことによる影響について

本事案では医療費の算定誤りがあったことで返還決定処分を一時取り消しており、再度返還請求をし直すまでの期間も合わせて約４３３万円が時効成立となった。

＊時効成立による金額と昨年確認した金額が異なる理由について

時効成立による金額は、約４３３万円であるが、昨年報告した金額は、審査請求人が収入申告をしてから高津区で最初に返還決定を行うまでの期間に生じた金額であり、約２８７万円である。

＊時効成立に係る事務ミスの再発防止策について

区役所間の連携等が重要であると考えており、取扱要領を改正するなどの対応をしている。また、処分の取消しの原因である医療費の算定誤りについても、マニュアル等を改正し再発防止に努めていく。

＊生活保護受給を開始した時点での資力の発生の事実把握について

幸区では審査請求人自身が資力の発生の事実を知らなかったため、福祉事務所においても生活保護受給開始時点では把握できなかったものである。また、高津区での受給開始時点においても同様に、審査請求人自身が資力の発生の事実を知らなかった。

＊入金があった事実を知った時点からの時効の遡及について

相続については被相続人の死亡によって開始されるとの民法上の規定があり、生活保護においてもその規定に基づいて取り扱うものである。

＊資力の発生を認識していなかったと主張している理由について

審査請求人は、被相続人との交流が全くなく、被相続人の遺産分割に携わっていた弁護士から相続対象である旨の事前連絡があるまで、審査請求人に資力が発生していることを認識していなかったものである。

＊延滞金の免除に係る審査請求人の認識について

幸区においては延滞金が発生しているが、債権管理条例の規定に基づき免除が可能であり、実際に免除が可能である旨を審査請求人に伝えているが、諮問時点において免除はされていない。

＊審査請求人に一括返還の能力がない場合の対応について

高津区の返還金について審査請求人から相談があった場合は、分納等の相談に乗りたいと考えている。

*** 本事案を受けての行政区間での対応の改善について**

これまでは対応のルールが明確化されていなかったため、事務の取扱要領を改正し、返還が行政区間にまたがる場合は双方で責任を持って情報共有するなど、連携の強化を図っている。

*** 他都市から転入した生活保護受給者に係る対応について**

前住地の福祉事務所で返還決定処分を行う必要があることを把握した場合は、本市の福祉事務所から連絡を取っている。反対に前住地の福祉事務所において、本市の福祉事務所が返還決定を行う必要があることを把握した場合は、連絡をいただいているものと考えているが、前住地の福祉事務所での判断となる。

*** 弁護士等への積極的な相談に係る考えについて**

現在も福祉事務所で判断に困るような事案が生じた場合、厚生労働省等への照会の仕組みが存在している。また、法律関係で疑義が生じた場合は、法制課を通じて市の弁護士に相談しており、今後も同様の取扱いを継続したいと考えている。

*** 資力の発生から高津区における返還決定に至るまでに時間を要した理由及び総括の考えについて**

審査請求人は複雑な親族関係にあり、被相続人の死亡日の確認などが困難な状況であったため、結果的に1年4か月を要したものである。今後は組織的な体制を構築し、調査方法を改善するなど適正に事務を執行し、期間の短縮を図っていきたいと考えている。

*** 今後の対策の全市展開に係る考えについて**

親族の調査は生活保護業務の根幹であり、本事案は、相続関係について被相続人の弁護士に聴取するといった状況の把握が不足していたことなどから発生してしまったと感じている。今後は各区の福祉事務所や本庁部署の間でしっかりと情報共有しながら、再発防止に努めたいと考えている。

《意見》

*** 今後は事務手続等の不備によって消滅時効が発生しないよう注意してほしい。**

*** 時効によって戻らないものは仕方ないという考えではなく、厳しい取立てをしている分、税金の無駄遣いはしないという考えが基本になればならない。**

*** 本市に転入した生活保護受給者が生活保護費の返還をする必要がある場合には、他都市との連携をしっかりと行ってほしい。**

*** 適切に事務執行されていれば、高津区の分の返還決定に至るまでに1年4か月を要することではなく、原因の一つである医療費の算定誤りが生じることもないはずであるため、今後は同様の事案が発生しないようにしてほしい。**

*** 問題を福祉事務所だけで解決しようとせず、念のためだとしても、積極的に法律の専門家に相談してみるという考えを持ってほしい。**

*** 生活保護案件の増加により、本市のケースワーカー1人当たりの抱えている案件数が多いという課題が生じているため、職員体制の在り方についての議論もして**

ほしい。

- * 本事案のように審査請求人が複雑な親族関係にあるなど、個別の複雑な事例ほど、より解決までの時間を要して問題が大きくなるということを認識して、再発防止に努めてほしい。

《諮問第１号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第２号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答